

令和7年度農業・農村むら機能活性化支援事業の 業務委託にかかるプロポーザル公募要領

中山間地域においては、過疎化、高齢化等の著しい進行により、地域活力が低下しつつあり、この活性化を図ることが農政上の重要な課題となっています。

そのため本事業では、農地や土地改良施設の利活用および保全・整備の促進に対する支援を行い、これらが有する多面的機能の発揮と地域住民活動の活性化を図ります。

また、住民が主体となって実施する集落点検により課題を抽出し、住民の合意に基づいて地域の将来計画を策定し、計画に沿った活動の開始に向けた取組を支援することとしています。

つきましては、本業務を効率的・効果的に実施する民間企業、NPO法人、その他の団体（以下、民間団体等という。）を募集します。

1 委託業務の概要

- (1) 委託業務名 令和7年度農業・農村むら機能活性化支援事業業務委託
- (2) 業務内容 別添仕様書のとおり
- (3) 提案限度額 1,925,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
なお、提案限度額を超える提案については無効とします。
- (4) 契約期間 契約締結日の翌日から令和8年3月24日まで
- (5) 委託業務成果品 委託事業報告書2部 及び 電子データ2部

2 応募資格

当プロポーザルに応募できる者は、当該事業を的確に遂行する能力を有する民間団体等であり、次の（１）から（７）までのすべての要件を満たす者としてします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者ではないこと。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者ではないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）または民事再生法（平成11年法律第225号）等による手続きを行っている者ではないこと。
- (4) 国税および都道府県税の滞納がない者であること。
- (5) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者ではないこと。
- (6) 暴力団若しくは暴力団員の統制下にある者ではないこと。
- (7) 審査委員会の委員ではないこと。

3 スケジュール

1. 募集要項等に関する質問受付	令和7年7月29日（火）から 令和7年8月 5日（火）まで
2. 質問回答予定日	令和7年8月12日（火）

3. プロポーザル応募表明	令和7年8月20日（水）まで
4. 企画提案書類提出受付	令和7年8月20日（水）から 令和7年8月31日（金）まで 必着
5. プロポーザル審査委員会	令和7年9月中旬予定 応募表明者へ別途通知します。
6. 審査結果の通知	審査委員会以降速やかに通知します

4 質問

プロポーザル参加にあたって質問事項がある場合は、質問書（様式8）を提出して下さい。口頭による質問は受け付けません。

- (1) 受付期間 令和7年7月29日（火）から令和7年8月5日（火）
午前9時から午後5時まで（土、日、祝日は除く）
- (2) 受付場所 和歌山県農林水産部農林水産政策局
農林水産振興課里地里山振興室（県庁東別館3階）
和歌山県和歌山市小松原通1-1

(3) 提出方法

持参、郵送またはe-mailにより上記の受付期限及び受付時間内に必着で提出してください。なお、持参以外の方法で提出した場合は、受領確認を里地里山振興室あてに電話で行ってください。

TEL：073-441-2943 e-mail：e0701004@pref.wakayama.lg.jp

(4) 回 答

質問に対する回答は、令和7年8月12日（火）に和歌山県ホームページ内の以下のページにて公開します。なお、提案書類の記載内容及び評価基準に関する質問、他の応募者からの提案書類提出状況に関する質問、積算に関する質問等は、公平性の確保及び公正な選考を妨げるおそれがあるので受け付けません。

<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/070110/index.html>

5 プロポーザルへの参加申込

本プロポーザルへ応募する場合は、プロポーザル応募表明書（様式9）を提出してください。

- (1) 提出期限 令和7年8月20日（水）まで
午前9時から午後5時まで（土、日、祝日は除く）
- (2) 提出場所 和歌山県農林水産部農林水産政策局
農林水産振興課里地里山振興室（県庁東別館3階）
和歌山県和歌山市小松原通1-1

(3) 提出方法

持参、郵送または e-mail により上記の提出期限及び提出時間内に必着で提出してください。

なお、持参以外の方法で提出した場合は、受領確認を里地里山振興室あてに電話で行ってください。

TEL : 073-441-2943 e-mail : e0701004@pref.wakayama.lg.jp

(4) その他

応募表明後、辞退する場合はプロポーザル応募辞退届け（様式 10）を上記 5（2）あてに提出してください。

6 企画提案書類等の提出

(1) 企画提案書類

次に掲げる①～⑩を全て提出してください。ただし、企画提案書類の提出日において、「和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格に関する要綱」第 3 条に定める入札参加資格を有する者は、書類⑤～⑩の提出を省略することが出来ます。なお、各書類の説明については、提出書類一覧（別紙）を参照してください。

①応募申請書（様式 1）・・・1 部

②応募資格に反しない旨の宣誓書（様式 2）・・・1 部

③企画提案書（様式 3）・・・正 1 部、副（写し）5 部

④見積書（様式 4）・・・正 1 部、副（写し）5 部

⑤団体の概要に関する調書（様式 5）・・・1 部

⑥役員等に関する調書（様式 6）・・・1 部

⑦貸借対照表、損益計算書及び株式資本変動計算書又はこれに準ずる書類・・・1 部

⑧登記事項証明書又はこれらに準ずる書類・・・1 部

⑨法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税について未納がない旨の証明書・・・1 部

⑩都道府県税に係る徴収金について未納がない旨の証明書・・・1 部

⑪提出書類のうち該当のないものについての申立書（様式 7）・・・1 部

ただし、県が必要と認める場合は追加資料を求める場合があります。

(2) 提出期限 令和 7 年 8 月 20 日（水）から令和 8 年 8 月 29 日（金）まで

午前 9 時から午後 5 時まで（土、日、祝日は除く）

(3) 提出先

〒640-8585 和歌山県和歌山市小松原通 1－1

和歌山県農林水産部農林水産政策局

農林水産振興課里地里山振興室（県庁東別館 3 階）

(4) 提出方法

里地里山振興室まで持参、郵送または e-mail により上記の提出期限及び提出時間内に必着にて提出してください。なお、持参以外の方法で提出した場合は、受領確認を里地里山振興室あてに電話にて行ってください。

TEL : 073-441-2943 e-mail : e0701004@pref.wakayama.lg.jp

7 参加に際しての注意事項

(1) 以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格となります。

- ①選定委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合
- ②他の提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行った場合
- ③事業者選定終了までの間に、他の提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示した場合
- ④応募提案書類に虚偽の記載をした場合
- ⑤募集要領に違反すると認められる場合、ただし(2)の場合を除く。
- ⑥その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

(2) 無効事由

以下のいずれかの事由に該当する場合は、無効となります。

- ①提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合
- ②1(3) 提案限度額を超えた見積額を提示した場合

(3) 著作権・特許権等

提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、匠味権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、すべて提出者が負うものとします。

(4) 複数提案の禁止

複数の提案書の提出はできません。

(5) 提出書類変更の禁止

提出期限後の提出書類の変更・差し替え若しくは再提出は認めません。(軽微なものは除く)

(6) 返却等

提出書類は、理由の如何を問わず返却しません。

(7) 費用負担

提出書類の作成、提出等プロポーザル参加に要する経費等は、すべて参加者の負担とします。

(8) その他

参加者は、応募申請書の提出をもって、公募要領等の記載内容に同意したものとします。

8 見積書作成に当たっての注意事項

消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかに関わらず、見積もった金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した額を見積書に記載してください。提案金額は、委託期間中の本業務に係る費用の見込み額とします。

9 委託事業者の選定及び評価方法

(1) 審査方法

県が別に定める委員により組織された「令和7年度農業・農村むら機能活性化支援事業の業務委託プロポーザル審査委員会」(以下「審査委員会」という。)が審査を行います。

なお、審査委員会では、(3) 審査項目に基づき、提出書類及び参加者によるプレゼンテー

ション内容により審査・評価を行い、競争性・透明性の確保に十分配慮しながら審査します。

(2) 審査委員会

- ① 実施日、実施時間：令和7年8月21日（木）以降に別途通知します。
- ② 実施場所：和歌山市内（①実施時間と一緒に通知します。）
- ③ プレゼンテーションの所要時間（1 提案者あたり）
プレゼンテーション 15 分以内
審査委員からの質疑 15 分程度
- ④ 注意事項
 - ・プレゼンテーション参加人数は、1 提案者あたり 3 名までとします。
 - ・プレゼンテーションでスライドを用いる場合は、事前に連絡ください。
プロジェクター等はこちらで用意します
 - ・プレゼンテーション参加者は、他の参加者の企画提案を傍聴することはできません。
 - ・指定時間に 10 分以上遅れた場合は、審査対象としません。
 - ・指定時間に遅刻（10 分未満）した参加者がプレゼンテーションを実施する場合、
プレゼンテーションの所要時間の延長は認めません。

(3) 審査項目及び評価内容

- ① 基本方針
業務運営に対する基本方針は事業の趣旨（目的）に沿っているか。
- ② 業務遂行能力
過去の事業実績から、本業務を遂行できる能力を有していると評価できるか。
- ③ 業務計画
本業務を円滑に遂行するため、取組内容やスケジュールが具体的に示されているか。
- ④ 業務内容に対する経済性
提案の内容に対する経費は適切に積算されているか。
- ⑤ 独自性・創意工夫
参加者の主体性を引き出す工夫はされているか。
多様な意見を踏まえて合意形成を図る工夫はされているか。
事業実施後においても地域住民が将来計画に基づく活動に主体的に取り組めるよう、工夫されているか。

(4) 最優秀提案者の決定

上記（3）の審査項目について、審査委員が評価・採点し、総評価点が最高点の者を最優秀提案者としてします。

最高点の者が複数いる場合は、原則として提案金額の安価な提案者を最優秀提案者としてします。

応募者が 1 名のみの場合、審査結果において基準点（6 割）を満たすときは、当該応募者を最優秀提案者としてします。基準点に満たないときは、事業を実施する場合には再度公募します。

(5) 審査結果の通知及び公表

審査委員会終了後、最優秀提案者を決定し、速やかに提案者に文書にて通知するとともに、以下の項目を和歌山県ホームページにて公表します。

①最優秀提案者の名称及び評価点

②次点以下の評価点（提案者名の併記はいたしません）

<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/070110/index.html>

1 0 委託契約について

審査委員会で選定された最優秀提案者を委託候補者とし、条件等を協議の上、仕様書の内容を確定し契約を締結します。協議が整わなかった場合、もしくは委託候補者が契約を辞退した場合には、評価得点が次点の者と協議することとします。

また、企画提案の内容については、委託候補者の提案に拘束されるものではなく、より事業の効果を上げるため、県との協議により適宜変更を求めることがあります。

1 1 業務の適正な実施に関する事項

（１） 業務の再委託の禁止

受託者は、業務の全部または一部の処理を第三者に委託、又は請け負わせることができません。ただし、事業を効果的あるいは効率的に実施する上で必要と思われる業務については、県と協議のうえ、業務の一部を委託することができます。

（２） 個人情報保護

業務委託を行うに当たって個人情報を取り扱う場合には、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めてください。

（３） 守秘義務

業務委託を行うに当たり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のため利用することはできません。また、業務委託終了後も同様とします。

（４） 財産権の取扱

事業の実施により生じた特許権等の知的財産権は、原則として県に帰属することになります。

1 2 契約の締結

契約の相手方（以下「受託者」という）が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、契約を行いません。また、受託者が次に掲げる事項のいずれかに該当するかどうか県警察本部に照会する場合があります。

ア 暴力団又は暴力団員であると認められるとき

イ アに掲げるもの以外のものであっても、次のいずれかに該当するとき

（ア）役員等（代表者および経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含むものとする。以下同じ）が暴力団員に該当するとき

（イ）暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき

（ウ）役員等が、自己、その属する法人若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的その他不当と認められる目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用しているとき

（エ）役員等が、いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭その他の財産上の利益を与え、若しくは便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持若

- しくは運営に協力し、又は関与しているとき
- (オ) 役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難される関係を有していると認められるとき
- (カ) 役員等が、下請契約、資材・原材料の購入契約、委託契約その他の契約に当たり、その契約の相手方が（ア）から（オ）までのいずれかに該当すると知りながら、当該契約を締結しているとき

1 3 担当及び問い合わせ先

〒640-8585 和歌山県和歌山市小松原通 1 － 1

和歌山県農林水産部農林水産政策局

農林水産振興課里地里山振興室（担当者：五島・玉置）

TEL：073-441-2943 FAX：073-433-3024